

セーフティネット保証5号の保証割合および 業況報告に関する運用の変更について

平成30年4月1日からの信用保証制度の見直しを受けて、申込受付日を基準としてセーフティネット保証5号の取扱いが変わりますので、ご利用の際はご注意ください。

区分	責任共有制度(保証割合)	金融機関からの業況報告に関する運用
<u>平成30年4月1日以降</u> に 当協会で保証申込受付し たSN5号保証	責任共有 <u>対象</u> (80%) 「別枠」は維持されます。	<u>対象外</u> (業況報告は不要です。モニタリングは適時適切に行ってください。)
<u>平成30年3月31日以前</u> に 当協会で保証申込受付し たSN5号保証	責任共有 <u>対象外</u> (100%)	<u>対象</u> (引き続き業況報告が必要となります。)